伊勢市広告入り窓口封筒の無償提供に関する選定要領

（目的）

第１条　この要領は、広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関し、広告主をとりまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行う無償提供者の決定にあたり、必要な事項について定めるものである。

（選定業務）

第２条　選定にかかる業務は、伊勢市広告入り窓口封筒の無償提供に関する選定要領に基づき、選定委員を選任する。

２　選定委員は、第４条から第５条に定める方法により選定業務を行う。

（選定委員）

第３条　選定委員は、５名以内とする。

（選定）

第４条　選定委員は、「伊勢市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準」及び「伊勢市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要項」により応募したものが提出した企画書等について書類審査を行い、第５条に基づき採点する。

（評価方法）

第５条　書類審査は、次の各号により行う。

（１）別紙１に基づき、５段階の絶対評価で採点する。

（２）採点は、次の方法で算出する。

採点合計＝企画内容×６点+デザイン性×５点
＋色使い×３点+業務実績×３点+業務遂行体制×３点

（３）採点合計に基づき、採点合計の高い順に順位をつける。

（最優秀提案の決定）

第６条　選定委員の順位を順位点とし、各選定委員の順位点を合計して、最も数値の低いものを最優秀提案として決定する。ただし、６０点を満たない採点合計が３名以上ある場合は、最優秀提案としない。

また、最も数値の低いものが複数ある場合は、選定委員で協議を行い、最優秀提案を決定する。

附　則

この要領は、平成２１年１月２７日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年１月２６日から施行する。

別紙１

項目	評価の内容	評価基準	得点
企画内容	企画提案書が募集要項に基づいた内容であるかを評価する。	非常に優れている	５
		優れている	４
		普通	３
		やや劣っている	２
		劣っている	１
デザイン性	提出された封筒見本からデザイン性を評価する。	非常に優れている	５
		優れている	４
		普通	３
		やや劣っている	２
		劣っている	１
色使い	提出された封筒見本からデザイン性を評価する。	非常に優れている	５
		優れている	４
		普通	３
		やや劣っている	２
		劣っている	１
業務実績	申込者が、広告主の募集を行い、封筒を納品できる実績を評価する。	非常に優れている	５
		優れている	４
		普通	３
		やや劣っている	２
		劣っている	１
業務遂行体制	企画提案書や会社の概要からこの業務が遂行できるかどうかを評価する。	非常に優れている	５
		優れている	４
		普通	３
		やや劣っている	２
		劣っている	１